# 返還猶予又は免除を受けることができる指定施設一覧

| 区域 | 法令・通知等 | | 施設等種別 | 対象コード |
|---|---|---|---|---|
| 全国 | | | 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設 | 1-1 |
| | | | 肢体不自由児施設「整肢療護園」 | 1-2 |
| | | | 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」 | 1-3 |
| 県内施設 | 児童福祉法 | 第6条の2の2第2項に規定 | 児童発達支援センター等 | 2-1(1) |
| | | 第6条の2の2第3項に規定 | 児童発達支援センター等 | 2-2(1) |
| | | 第7条に規定 | 助産施設 | 2-3(1) |
| | | | 乳児院 | 2-3(2) |
| | | | 母子生活支援施設 | 2-3(3) |
| | | | 保育所 | 2-3(4) |
| | | | 児童厚生施設 | 2-3(5) |
| | | | 児童養護施設 | 2-3(6) |
| | | | 障害児入所施設 | 2-3(7) |
| | | | 児童発達支援センター | 2-3(8) |
| | | | 児童心理治療施設 | 2-3(9) |
| | | | 児童自立支援施設 | 2-3(10) |
| | | | 児童家庭支援センター | 2-3(11) |
| | | | 里親支援センター | 2-3(12) |
| | | 第12条の4に規定 | 児童相談所に設置される児童を一時保護する施設 | 2-4(1) |
| | | 第18条の6に規定 | 指定保育士養成施設 | 2-5(1) |
| | | 第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、同法34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの | ア)児童福祉法第59条の2の規定により届け出をした施設 | 2-6(1) |
| | | | イ)アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 | 2-6(2) |
| | | | ウ)雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 | 2-6(3) |
| | | | エ)「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 | 2-6(4) |
| | | | オ)国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設 | 2-6(5) |
| | | 第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、第34条15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの | 家庭的保育事業 | 2-7(1) |
| | | | 小規模保育事業 | 2-7(2) |
| | | | 居宅訪問型保育事業 | 2-7(3) |
| | | | 事業所内保育事業 | 2-7(4) |
| | | 第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの | 病児保育事業 | 2-8(1) |
| | | 第6条の3第2項に規定され、第34条の8第1項の事業及び同条第2項の規定による届出を行ったもの | 放課後児童健全育成事業 | 2-9(1) |
| | | 第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの | 一時預かり事業 | 2-10(1) |
| | | 第6条の3第23項に規定され、第34条の15第1項の事業及び同条第2項の規定による認可を受けたもの | 乳児等通園支援事業 | 2-11(1) |
| | 学校教育法 | 第1条に規定 | 教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園<br>※教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上、かつ、預かり保育の年間実施日数200日以上の施設で保育士業務に従事していること。 | 3-1(1) |
| | | | 認定こども園への移行を予定している幼稚園 | 3-1(2) |
| | 認定こども園法 | 第2条第6項に規定 | 認定こども園 | 4-1(1) |
| | 子ども・子育て支援法 | 第30条第1項第4号に規定 | 特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に決める基準に該当する施設 | 5-1(1) |
| | | 第59条の2第1項に規定 | 仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業 | 5-2(1) |